

(定通 修学奨励資金用)

～千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金 に係る債権の回収の事務について、住基ネットを利用します～

千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金の返還者や連帯保証人の住所や氏名等の確認は、これまで、教育委員会が市町村に対して職権で請求した住民票の写しで行っていましたが、平成25年4月1日から千葉県内については住民基本台帳ネットワークシステムで行います。

これにより、公用請求にかかる事務の軽減や、住所調査等の効率化を図ることができるようになります。

1 変更となる事務の概要

現行の取扱いでは修学奨励資金の返還中の者で、住所に変更があって連絡がつかない者に対して、教育委員会では市町村に対して職権で住民票の写しを取り寄せることにより、住所調査を行っていました。

平成25年4月1日から上記のような事実が生じた場合の県内の市町村の住所調査は、住基ネットを利用して行うこととなります。

2 調査の対象となる人

- ・ 借受人
- ・ 連帯保証人

3 調査を行うとき

- ・ 転居後も住所変更届の提出がない場合
- ・ 納付書やお知らせ等を送付してもあて先不明で戻ってくる場合
- ・ 裁判所への支払督促の申立て等法的措置に関する場合

4 調査の内容

- ・ 氏名、住所の変更の事実の確認
- ・ 生存の確認

5 お問い合わせ先

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県教育庁企画管理部財務施設課財務指導室

電話 043-223-4027・4042

F A X 043-221-8125